

許権者に対して、FRAND条件下のロイヤルティの対案の根拠を説明し続けて形だけのタームシートや契約書案を用意し、あるいは低廉なロイヤルティの総額の担保を差し入れるなどの方法によって差止請求権の行使を終局的に免れ得るという不合理な結果を許容せざるを得ないことになる。

標準規格必須特許権者と実施者間の紛争を合理的かつ公正に解決するためには、標準規格必須特許の差止の可否とFRANDロイヤルティ額(料率)の算定の問題が両輪で議論されなければならない。これは、差止の問題を権利濫用の問題として処理する場合であっても、競争法の問題として解決する場合であっても、何ら変わることはない要請であると思われる。

そこで、今後はこの点を含めたライセンスを受ける意思の有無の判断手法について議論が進み、欧州連合司法裁判所において新たな判断がなされることに期待したい。

(<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:l2012E/TXT>)、公正取引委員会による第102条の邦訳：<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.html>

² 欧州連合司法裁判所法務官は、欧州連合司法裁判所の裁判手続に参加し、口頭弁論の後、裁判体の判断に先立って、裁判官とは独立に係属事件に関する法的判断を行う者である。法務官意見は裁判所を法的には拘束せず、その参考に供されるものとされるが、事実上欧州連合司法裁判所による今後の大きな判断の指針となるものである。

³ 2012年12月21日付欧州委員会プレスリリース(Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard essential Patents)

⁴ Landgericht Düsseldorf, 4 b O 104/12

⁵ 平成25年(ラ)第10007号及び第10008号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件

⁶ 平成25年(ネ)第10043号 債務不存在確認請求控訴事件

¹ Treaty on the Functioning of European Union

知的財産関連ニュース報道 (韓国版) <2015年9月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金成鎬

9月には韓国国会が韓国政府に対して国政を監査する国政監査があり、特に特許庁の監査で明らかになった政府の活動に関する記事が多かったので、それを一部紹介する。なお、医薬品許可-特許連携制度による特許訴訟に関する記事を紹介する。

8日付のマネートゥデイによると、6日、韓国特許庁が提出した「最近5年間の大企業と中小企業との間の特許紛争審判現況」によると、中小企業の勝訴率は50%に満たないことが分かった。2011年44.6%、2012年40.7%、2013年に36.3%、2014年44.9%、

2015年現在は43.3%を記録した。政府が公益弁理士を介して社会的弱者の審判と審決取消訴訟事件を直接代理しているが、件数は、2011年27件、2012年29件、2013年14件、2014年32件、2015年38件と集計された。毎年200件以上の訴訟が発生する点を勧告すれば、非常に不足した状況との指摘である。また、公益弁理士が代理することができない侵害に関する民事訴訟事件と関連し、訴訟代理人費用支援件数は、2011年19件、2012年21件、2013年17件、2014年28件、2015年現在21件と集計された。1事件当りの支援限度は500万ウォン~1,000万ウォンに過ぎなかった。

16日付のハンギョレ新聞によると、15日、韓国国会の産業通商資源委員会の議員が特許庁から受けた資料によると、2009～2013年に国内の中小企業が大企業を相手に出した特許侵害本案訴訟において、中小企業が勝訴したことは、たったの一件もないことが分かった。これに対して特許庁長は、弁理士および訴訟費用支援などを増やすと答えた。

15日付のマネートゥデイによると、韓国国会の産業通商資源委員会所属の議員が特許庁から提出を受けた資料によると、最近5年間の優先審査申請件数は合計12万396件で、収められた収入は総額230億ウォンであり、一般審査に比べて処理期間が3倍早いことが分かった。当該議員によると、所定の手数料を納付した優先審査の場合、平均処理期間は5.4ヶ月かかる。一方、一般的な審査の平均処理期間は15.9ヶ月がかかって、手数料納付するかどうかに応じて、審査処理期間が3倍も差があることが分かった。また、優先審査制度を活用した特許の登録査定率は、2014年に79.1%で、一般的な審査登録査定率に比べて15%ほども高いことが分かった。

22日付のニュース1によると、21日、韓国食品医薬品安全処(食薬処)によると、去る3月から導入された医薬品許可-特許連携制度施行6ヶ月の間、国内の製薬会社の54個のジェネリック医薬品が優先販売品目許可を受けた。これは、オリジナルを保有した多国籍製薬会社を相手に出した特許訴訟で勝訴してつかんだ独占販売権である。優先販売品目許可は、ジェネリック品目許可を最初に申請して、オリジナル医薬品との特許争訟で勝った製薬会社に9ヶ月間、そのジェネリック優先販売権を与える制度である。韓米FTA締結の後続措置として猶予期間を経

て、3月に施行された。特許権者がジェネリック開発製薬会社から特許を侵害されたと判断し、特許侵害予防請求訴訟を提起して食薬処に販売禁止を申請すれば、審査を経て、ジェネリックの販売は禁止される。この場合も、ジェネリック開発会社が特許審判院を介して特許審判で勝訴した場合、優先販売品目許可を申請することができる。

22日付のヘルスコリアニュースによると、韓国食薬処は21日、SKケミカルの通風治療剤「フェブリック錠」(フェブキソスタット)40mg・80mgのジェネリックを開発して市販許可を申請した製薬会社10社に対して販売禁止処分を下した。ジェネリック販売禁止処分が下されたのは、許可特許連携制度が施行された以来初めてである。許可特許連携制度が反映された現行の韓国薬剤師法によると、製薬会社は、ジェネリックの品目許可や効能・効果に関連する変更許可を申請する際に、許可を申請した事実、許可申請日などを特許権者等に通知しなければならない。通知を受けた特許権者等は、特許訴訟などを提起すると同時に、45日以内に食薬処にジェネリックの販売禁止を申請することができる。この場合、特別な事由がなければ、そのジェネリックは通知時点から9ヶ月の間に販売が禁止される。ただし、ジェネリック製薬会社が、オリジナル製薬会社が提起した審判や訴訟で9ヶ月以内に勝訴した場合、9ヶ月前でも販売禁止が解かれることもある。一方、フェブリック錠は日本の帝人ファーマ株式会社が開発しており、韓国国内では、SKケミカルが導入(2011年発売)して販売している製品である。去る2012年15億ウォン、2013年35億ウォン、昨年44億の院外処方額を記録している。

《訴訟関係》

- ▲メモリ半導体の特許技術を前面に立てて、サムスン電子、SKハイニックスなどに相次いで訴訟を提起した「特許管理専門会社」のラムバスは2日、コエックスで懇談会を開き、初めて独自に開発したサーバ用DDR4メモリアンターフェースチップセット「RB26」を公開した。(3日 電子)
- ▲9日、韓国のソフトウェア開発専門企業のポイントアイは、ナビゲーションアプリの「KIMGISA」をサービスするロックアンドオールを相手に、ソウル中央地方裁判所に特許権侵害禁止請求訴訟を提起した。ポイントアイは、前職員だったロックアンドオール代表が、在職時に開発して会社が保有している特許を無断で使用したと主張している。(10日 マネ)
- ▲15日、韓国国会の産業通商資源委員会の議員が特許庁から受けた資料によると、2009～2013年に国内の中小企業が大企業を相手に出した特許侵害本案訴訟において、中小企業が勝訴したことは、たっ

たの一件もないことが分かった。これに対して特許庁長は、弁理士および訴訟費用支援などを増やすと答えた。(16日 ハン)

▲21日、韓国食品医薬品安全処によると、去る3月から導入された医薬品許可一特許連携制度施行6ヶ月の間、国内の製薬会社の54個のジェネリック医薬品が優先販売品目許可を受けた。これは、オリジナルを保有した多国籍製薬会社を相手に出した特許訴訟で勝訴してつかんだ独占販売権である。(22日 ニュ)

▲韓国食品医薬品安全処は21日、SKケミカルの通風治療剤「フェブリク錠」(フェブキソスタット) 40mg・80mgのジェネリックを開発して市販許可を申請した製薬会社10社に対して販売禁止処分を下した。ジェネリック販売禁止処分が下されたのは、許可特許連携制度が施行された以来初めてである。(22日 ヘル)

▲韓国国内の処方実績1位であるB型肝炎治療剤バラクルード(韓国BMS製薬)の特許が満了していない中、東亜STがジェネリック販売を強行した。これに伴い、韓国BMSが知財権を侵害されたとして強く反撥する中、東亜STがどんな計算をもとに販売を強行したのかに関心が集まっている。(23日 ソ経)

《立 法》

▲韓国特許庁は、その間、デザイン出願の際に不便だった事項を改善するため、国内の主要判例、審査官らの間の合意審査事例などを反映させた新しいデザイン審査基準を設け、10月1日から施行すると明らかにした。今回の改善案の主な骨子は、出願人が提出する書類要件を簡素化して書類作成の負担を減らし、多様な形態のデザインが保護されるように登録可能性に対する判断基準を具体化すること。(24日 ソ経)

▲韓国最高裁判所は、25日開かれた「知識財産中心裁判所(IPハブコート)推進委員会」4次会議で、特許侵害訴訟の証拠調査強化方案を議論したと明らかにした。この日の会議の結果に従い、今後、証拠書類の提出過程で営業秘密保護のための手続を導入し、提出命令に応じなければ制裁を強化することにした。(30日 アジ)

《行 政》

▲7日、韓国特許庁が提出した「企業規模別休眠特許の割合と事業化率」の資料によれば、昨年、韓国の大手企業が保有する特許のうち、実際に活用されていない休眠特許の割合は41.9%であった。このうち、20.1%が未活用特許(登録後5年が経っても活用されていない特許)であり、21.9%が防御特許であった。韓国特許庁の関係者は、「防御特許は、実際の事業に活用はしないが、他の企業の市場参入を防いだり、訴訟等に備える目的で保有する特許」と説明した。(8日 京郷)

▲6日、韓国特許庁が提出した「最近5年間の大企業と中小企業との間の特許紛争審判現況」によると、中小企業の勝訴率は50%に満たないことが分かった。(8日 マネ)

▲韓国国会の未来創造科学放送通信委員会の所属議員は、韓国未来部が推進する「ICT研究開発事業成果」を分析した結果、出願した特許出願数に比べて登録された特許数が非常に低調なことが分かったと4日明らかにした。(8日 ヘ経)

▲大韓貿易投資振興公社(KOTRA)は去る7月、東京に日本初の「海外知識財産センター(IPデスク)」を開設した。KOTRA東京IPデスク担当弁理士は、「中小企業の海外進出が増える中で、特許管理がややこしい日本業界に対応する必要性が提起された」と設立の背景を紹介し、東京IPデスクは、日本の特許法律事務所との関係構築、出願費用の支援などに努力している。(10日 電子)

▲韓国特許庁は、国家特許戦略の青写真事業を通じて、18大産業分野3,941個の核心技術に対する240万件の有効特許を活用して、政府・企業・大学・研究所などのR&D計画樹立、方向設定、課題発掘に必

要なカスタマイズ型の特許分析を支援すると10日明らかにした。(11日 ファ)

- ▲韓国国会の産業通商資源委員会所属の議員が特許庁から提出を受けた資料によると、最近5年間の優先審査申請件数は合計12万396件で、収められた収入は総額230億ウォンであり、一般審査に比べて処理期間が3倍早いことが分かった。(15日 マネ)
- ▲13日、韓国特許審判院によると、遠隔映像口述審理制度の利用実績を分析した結果、昨年9ヶ月間の試験実施期間に合計105件の映像口述審理が開催されたのに続き、今年に入って8月末までに合計90件が開かれており、口述審理全体で映像口述審理が占める比重も、昨年16.6%から今年23.0%に増加した。(15日 ファ)
- ▲15日、国会の産業通商資源委員会の特許庁に対する国政監査において、「昨年基準で、韓国の特許無効審判引用率は53.2%で、登録された10件の特許のうち5件が無効判定を受けた」とし、「これは、主要特許先進国である米国(40.7%)、日本(20.6%)に比べてかなり高い数値」であると、不十分な審査の問題点を指摘した。(16日 デジ)
- ▲韓国特許庁の資料を分析した結果、特許庁傘下のインテレクトチュアルディスカバリー(ID)が、去る5年間に、消滅したり不要な特許の買入れに59億を投入したことが分かった。(16日 電子)
- ▲17日、韓国国会の未来創造科学放送通信委員会議員は、国家科学技術研究会から提出された「未来部所管政府出資研究所技術料収入現況」資料を引用し、国家科学技術研究会所管の24の政府出資研究機関が登録した特許の半分以上が捨てられ、さらには、2012年907億ウォンに達した技術料収入が2013年843億ウォン、2014年802億ウォンで、最近2年間で11.6%減少したと指摘した。(18日 デジ)
- ▲韓国国会の産業通商資源委員会所属の議員が28日、韓国特許庁から受けた資料によると、知財権専門会社である(株)インテレクトチュアルディスカバリー(ID)が去る6年間に対応した特許紛争は合計9件であり、この中で1件のみ終了した。一方、IDは、2010年から今年上半期まで毎年損失を記録、累積赤字が406億ウォンに及ぶものと集計された。(30日 世界)

《その他》

- ▲韓国特許庁の知的財産保護の対国民認識度資料によると、偽造商品が問題という認識は、去る2013年72.6点から2014年78.2点に高まった。ところで、同期間に偽造商品を購入した経験も三倍(10.5%→29.0%)近く増加し、消費者の認識水準が直ちに購買力の抑制につながりはしないと分析される。(1日 ア経)
- ▲米国知的財産権者協会(IPO)が去る8月に発表した資料によると、2014年の米国デザイン特許登録および商標登録の企業順位で、サムスン電子がデザイン分野1位(836件)、LG電子が商標分野3位(156件)をそれぞれ記録した。(30日 ファ)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞:東亞日報(東亞日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、世界:世界日報(世界日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子:電子新聞(電子新聞社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、イー:イートゥデイ(イートゥデイ社)、ヘ経:ヘラルド経済(ヘラルド社)、エ経:エネルギー経済(エネルギー経済社)、マネ:マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ:デジタルタイムズ(文化日報社)、アジ:アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニュ:ニュース1(ニュース1社)、ヘル:ヘルスコリアニュース(ヘルスコリアニュース社)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)